

「指定居宅介護支援」

居宅介護支援事業所 榎の木

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(山形県指定 第 0670103050 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 秘密保持と個人情報の保護について	6
8. 契約の終了について	7
9. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 大和メディカル株式会社
- (2) 法人所在地 山形県山形市あかねヶ丘二丁目10番56号
- (3) 電話番号 023-644-0325
- (4) 代表者氏名 代表取締役 富樫 正彦
- (5) 設立年月 平成23年10月3日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
- (2) 事業の目的
要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 樫の木
平成22年4月1日指定 (山形県指定 第0670103050号)
- (4) 事業所の所在地 山形県山形市桜町一丁目10番10号
- (5) 電話番号 023-665-0511
- (6) 事業所長(管理者) 五十嵐 元徳
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1. 事業は利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができよう配慮して行います。
 - 2. 事業は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
 - 3. 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。
 - 4. 事業は、市・他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努めて行います。
- (8) 開設年月 平成22年4月1日
- (9) 事業者が行っている他の業務
当事業者では、次の事業もあわせて実施しています。
住宅型有料老人ホーム 通所介護 介護予防通所介護 看護小規模多機能型居宅介護
訪問看護 介護予防訪問看護 訪問介護 介護予防訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売 予防特定福祉用具販売 サービス付き高齢者向け住宅

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 山形市・上山市・天童市・山辺町・中山町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日（祝日及び12月31日～1月3日除く）	
受付時間	月曜～金曜日	8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	月曜～金曜日	8時30分～17時15分

尚、緊急時は営業日等に関わらず、24時間連絡を取ることができ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備しています。その際の連絡先は併設するグラウンドホーム樫の木（電話023-665-0511）が24時間対応し、担当の介護支援専門員に連絡をいたします。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤 ()内兼務人数	非常勤	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1（1）		事業所の管理及び主任介護支援専門員としての業務
2. 介護支援専門員	6（1）		サービス計画の作成、訪問、相談、介護給付の管理等の介護支援専門員業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

① 事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
--

② 介護支援専門員は利用者の居宅、事業所相談室にて相談を受けます。

③ 介護支援専門員は居宅サービス計画ガイドライン方式により、利用者の日常生活上の解決すべき課題並びに自立のために必要な内容の課題分析を行います。

④ 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

⑤ 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

⑥ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、当該計画に位置付ける指定居宅サービス事業所等については複数の事業所を提示し、当該事業所を当該計画に位置付けた理由について利用者が説明を求めることが可能である旨を伝え、求めがあった際には懇切丁寧に対応し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。
- ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤利用者から医療機関への情報提供

利用者が入院した場合には、担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関に対して、利用者若しくは家族より伝えていただきます。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

【居宅介護支援】

イ. 居宅介護支援費

	居宅介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5	
居宅介護支援費（Ⅰ）	40件未満の場合	10,570円/月	13,730円/月	
居宅介護支援費（Ⅱ）	40件	60件未満の場合	5,290円/月	6,860円/月
居宅介護支援費（Ⅲ）	以上	60件以上の場合	3,170円/月	4,110円/月

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は上記金額の50/100の算定、また運営基準減算が2月以上継続している場合には、上記金額は算定いたしません。

※ 利用者ごとの割り当てに関しては、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以降については居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

□. 初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する利用者、または要支援者が要介護認定を受けた利用者、および要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し、指定居宅介護支援を行った場合	3,000円/回
ハ. 特定事業所加算（Ⅰ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員が2名配置され、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	5,000円/月
特定事業所加算（Ⅱ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員が配置され、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	4,000円/月

特定事業所加算(Ⅳ)	特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ、別に厚生労働大臣が定める要件に適合する場合(平成31年度から施行)	1,250円/月
二. 入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院するに当って、入院後3日以内に必要な情報を提供した場合	2,000円/回
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院するに当って、入院後7日以内に必要な情報を提供した場合	1,000円/回
ホ. 退院・退所加算	病院若しくは診療所等に入所していた者が退院又は退所に当って、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、利用開始月に調整を行う場合 初回加算を算定する場合は、当該加算は算定不可	カンファレンス参加有 連携1回6,000円 連携2回7,500円 連携3回9,000円 カンファレンス参加無 連携1回4,500円 連携2回6,000円
ハ. 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合	3,000円/月
ト. 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合	3,000円/月
チ. 緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(月に2回を限度)	2,000円/回
リ. ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍であって在宅で死亡した利用者で、別に厚生労働大臣が定める要件に適合する場合	4,000円/月

6. サービスの利用に関する留意事項

介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

①事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

③地域包括支援センターからの紹介

地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合も、当サービスを提供します。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について(契約書第11条参照)

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び事業所の従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関

する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、情報を用いる際は、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。

- ・ 利用者に関わる居宅サービス計画及び通所介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ・ サービス事業所との連絡調整
- ・ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ・ 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

8. 事故発生時の対応（契約書12条参照）

(1) 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに県並びに市町村、家族等に報告、連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業所は自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた責任について賠償する責任を負います。

9. 契約の終了について（契約書13条～16条参照）

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援または自立と判定された場合
2. 利用者の契約解除の申し出があった場合
3. 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
4. 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
5. 利用者が死亡した場合

10. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者） 主任介護支援専門員 鈴木 ちはる

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日及び12月31日～1月3日除く）
8：30～17：15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

山形県福祉サービス運営適正化委員会	所在地	山形市小白川町二丁目3-31
	電話番号	023-626-1755（代表）
山形県国民健康保険団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6番地
	電話番号	0237-87-8006（苦情・相談専用）

介護保険課介護サービス推進室	午前9時～午後4時（月曜日～金曜日） （祝日及び12月29日～1月3日までを除く）
山形市指導監査課 高齢福祉指導係	所在地 山形市旅籠町2-3-25 電話番号 023-641-1212（代表）
上山市介護保険担当課	所在地 上山市河崎1-1-10 電話番号 023-672-1111（代表）
天童市介護保険担当課	所在地 天童市老野森1-1-1 電話番号 023-654-1111（代表）
山辺町介護保険担当課	所在地 山辺町緑ヶ丘5 電話番号 023-667-1107
中山町介護保険担当課	所在地 中山町柳沢2336-1 電話番号 023-662-2456

令和元年10月1日作成

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所所在地	山形県山形市桜町一丁目10番10号
事業所名	居宅介護支援事業所 榎の木
管理者氏名	管理者 五十嵐 元徳
説明者氏名	印

上記内容の説明を事業所から受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者	〒
氏名	印
代理人	〒
氏名	印